

議案第60号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が特に必要と認める場合の指定期間については、通算して36月を超えない範囲内とする。

(さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年さぬき市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要と認める場合の介護休暇に係る指定期間については、通算して36月を超えない範囲内とする。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要と認める場合の介護休暇に係る指定期間については、通算して36月を超えない範囲内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項ただし書の規定は、この条例による改正前のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員についても適用する。この場合において、この条例の施行の日前に承認を受けた介護休暇の指定期間は、当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の指定期間に通算する。

3 第2条の規定による改正後のさぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第2項ただし書の規定は、この条例による改正前のさぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員についても適用する。この場合において、この条例の施行の日前に承認を受けた介護休暇の指定期間は、当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の指定期間に通算する。

- 4 第3条の規定による改正後のさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第2項ただし書の規定は、この条例による改正前のさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員についても適用する。この場合において、この条例の施行の日前に承認を受けた介護休暇の指定期間は、当該介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の指定期間に通算する。

議案第61号

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「（という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行

われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第62号

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第63号

さぬき市カメラ温泉福祉センター条例及びさぬき市活性化施設条例の一部改正について

さぬき市カメラ温泉福祉センター条例及びさぬき市活性化施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市カメラリア温泉福祉センター条例及びさぬき市活性化施設条例の一部を改正する条例

(さぬき市カメラリア温泉福祉センター条例の一部改正)

第1条 さぬき市カメラリア温泉福祉センター条例（平成14年さぬき市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第5条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

(さぬき市活性化施設条例の一部改正)

第2条 さぬき市活性化施設条例（平成14年さぬき市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第4条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

さぬき市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

さぬき市土地改良事業分担金徴収条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

さぬき市土地改良事業分担金徴収条例（平成14年さぬき市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に、「土地改良法第3条」を「同法第3条」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日から施行する。

議案第65号

香川県広域水道企業団の設置について

水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、別紙のとおり規約を定め、香川県広域水道企業団を設置することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川県広域水道企業団規約

(名称)

第1条 この一部事務組合は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(構成団体)

第2条 企業団は、別表に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、高松市に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は27人とし、各構成団体の議会においてそれぞれ当該各構成団体の議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、次の各号に掲げる選挙される議会の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 香川県議会 6人
- (2) 高松市議会 5人
- (3) 丸亀市議会 2人
- (4) 前3号を除く構成団体の議会 各1人

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、当該議員の属する構成団体の議会の議員としての任期による。

2 企業団議員が当該議員の属する構成団体の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 企業団の議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

(企業団議会の事務局)

第8条 企業団の議会に事務局を置く。

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、構成団体の長が共同して任命する。
- 3 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。
- 4 企業長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長を置く。

- 2 副企業長は、企業長が任命する。
- 3 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。
- 4 副企業長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第11条 企業団に職員を置く。

- 2 職員は、企業長が任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員に事務局を置く。

(運営協議会)

第13条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第14条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、構成団体が負担する負担金その他収入をもって充てる。

- 2 前項の規定による負担金の額は、構成団体との協議により定める。

(補則)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、一部事務組合を設けることについての総務大臣の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日から水道事業の経営を開始する日の前日までの間における

第3条の規定の適用については、同条中「に関する事務並びにこれらに附帯する」とあるのは、「の準備のために必要な」とする。

- 3 構成団体の長が、企業長又は副企業長に任命されたときのそれぞれの任期は、第9条第4項又は第10条第4項の規定にかかわらず、当該構成団体の長としての任期による。

別表（第2条関係）

香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

議案第66号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	隠谷15号線	さぬき市津田町 鶴羽字隠谷 1035番地先	さぬき市津田町 鶴羽字大池 943番2地先	89.9	3.0~3.5

議案第67号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	隠谷15号線	さぬき市津田町 鶴羽字明後谷 1950番1地先	さぬき市津田町 鶴羽字大池 943番4地先	274.6	3.0~43.5